

# 日本におけるフィランソロピー<sup>1)</sup> ——米国を中心とした国際的視点, 歴史的視点, 福祉の視点から見てきた特徴と問題——

大 杉 由 香

## はじめに—問題の所在—

フィランソロピーを民間非営利の公益活動という意味で使う場合(本稿における定義, 以下, 民間非営利という表現を略して公益活動と記述する), その特徴は(1) 国家に絡め取られる部分(2) 市場に絡め取られる部分(3) ボランティアに中立的な部分に分けられるが, 戦前日本では(1)が強く, こうした活動は「公益国家独占主義」<sup>2)</sup>を支えるものとして見なされていた。戦後は国家責任の下で, 福祉活動をはじめ, 公益活動は事実上国や自治体の補助なくして機能しない状況となり, 阪神淡路大震災以降に脚光を浴びたNPOですら, 今や行政の下請化している状態である。さらに後述するように, 2000年代に入ってから日本では公益活動の営利活動化が次第に活発化し, 市場に絡め取られる部分も強く, 公益活動の先行きは今のところ明るいとは言えない。

このように日本においては, 1990年代から2000年代のブームを除けば, フィランソロピーの存在感が薄いせいか, その定義に関してもいささか混乱が見られる。フィランソロピーに関しては, 慈善事業, 社会貢献等の翻訳があり, 博愛主義的なイメージで語られることも多いが, 社会福祉史の研究者の間では, 戦前日本における財団等の福祉活動については慈善事業あるいは社会事業の一部として見なすことが多く, フィランソロピーという言い方は今でもあまりしない。つまりそれとは異なる社会的意味や社会的目論見があるからこそ, 米語がそのま

ま使われているとも考えられる訳で, その意味や目論見については第1章で考察する。

日本においてフィランソロピーが学界や財界等で広く知られるようになったのは90年代以降であった。その際にフィランソロピーは, 企業の社会的責任の一環という形で学会やマスコミでも唱えられたが, 最近あまりこの用語を耳にしなくなった。しかし英国やドイツ等の外国を対象とした研究に従事している者たちと議論していると, フィランソロピーが一過性の現象のように日本で扱われていること自体が奇異に見えてくる。逆に言えば, 何故こうした現象が起きたのか, その問題に触れることは現代日本の社会経済的特徴や問題点を明らかにすることにつながるであろう。それと関連して言えば, 企業フィランソロピーは社会的矛盾の解決等に貢献し, 私たちの生活改善に目に見えて効果があったのか, また企業フィランソロピーのみならず, NPO等を推進する市民活動家たちが担う「市民公益活動」も含めた公益活動に未来はあるのかにも焦点を当てる必要がある。このテーマには現状分析の視点(第2章)と歴史的視点(第3章)からそれぞれ検証する。

現状分析の視点では, 日本のフィランソロピーのあり方に多大な影響をもたらした米国のフィランソロピー研究や活動をある程度念頭に置きながら考察を行うが, これは今回の特集号で米国が論文の形で取り上げられていないことも意識してのことである。無論, 米国のみならず, 英国やスウェーデンと比較した日本の特徴も多少挙げる予定である。

さらに日本のフィランソロピーの社会的特質を明らかにするには、国際的視点の他に歴史的視点が重要である。フィランソロピーに関しては、既に江戸時代や近代以降の歴史研究が進み始めているが、戦前の話に留まることが多く、戦後との関係や現実の政治・経済との関係が見えにくい研究史的特徴があった。そこで本稿では、前近代と近代、戦前と戦後の連続性・断絶性を明らかにしつつ、現代日本のフィランソロピーが抱える問題を歴史的にも位置付けていきたい。

### 1. フィランソロピーという言葉が持つ問題

日本ではフィランソロピーという用語が多様な意味で使われ、定義が明確でなく、そのことがフィランソロピーに関する議論の錯綜の一因ともなっている。まずフィランソロピーは「人間愛」と言われることが多いが、いわば博愛主義に基づく資金や労力の寄付、こうした行動を支える社会システム・思想も含むとされている。<sup>3)</sup>そしてボランティア活動・メセナ(芸術文化支援活動)・チャリティ(福祉を中心に展開される公益活動)よりも大きな概念とする考え方もある。<sup>4)</sup>端的に言えば、日本のフィランソロピー研究者がこの言葉を使う時、必ずしも企業・財団の助成や社会貢献だけを指すとは限らず、かなり広義に使っていることが判るが、問題は同じフィランソロピーという言葉を使って、「市民公益活動」におけるボランティア活動を指すかと思えば、企業家による公共施設の寄付を指すこともあるというように、適当な使い分けが見られることで、<sup>5)</sup>定義をめぐる議論は十分に整理されているとは言えない状態にある。

しかし一般的な定義では、企業を中心とした社会貢献と取られていることが多く、たとえば、岩波書店の『広辞苑』第5版(1998年発行)では「慈善・博愛・慈善活動。特に、企業の行うものをいう」とあり、小学館の『大辞泉』もほぼ『広辞苑』と同じ内容となっている(<http://dic.yahoo.co.jp/>, 2012年1月8日現在)。付言すれ

ば、1995年初版の『大辞泉』にはフィランソロピーは見当たらないし、興味深いのは、1980年代に出版されたカタカナ語辞典や国語辞典4冊を見ても、フィランソロピーは出てこないことである。<sup>6)</sup>もっとも1994年初版の三省堂の『官公庁のカタカナ語辞典』では、「慈善・博愛・企業・民間人が行う社会貢献活動・公益活動。」と書いてあり、その後に「この意味で、教育、学術、芸術文化、福祉といった分野で、一種の公共性を持ち、商業ベースに乗りにくいものの、政府が直接供給するのは限界があるようなサービスについては企業が公益活動(フィランソロピー)を通じて社会に提供していくことが重要である。」と記されている。

以上の状況はフィランソロピーという言葉が世間一般に定着するのが1990年代後半以降であることを反映しているが、他方で『官公庁のカタカナ語辞典』を見てもある程度理解できるように、90年代前半頃には既に官公庁はフィランソロピーに対し政府機能の不完全な部分の補填を期待していた。民間レベルでは1990年に経団連の1%クラブが発足し、91年には会員の殆どを企業が占める(社)日本フィランソロピー協会が設立され、中道右派のオピニオンリーダーたちもこうした状況と歩調を合わせるかのように、企業フィランソロピーの重要性を盛んに論文等で訴え始めた。<sup>7)</sup>

もっとも日本においてフィランソロピーが主に企業の社会貢献を指すことが多いのは、上記の官界や財界上層部の動きおよび思想的潮流だけでなく、財団や個人寄付と比べての資金規模の大きさ、寄付税制のあり方も影響していると思われる。また福祉を中心とした公益活動において、日本では実質行政機関が支配を及ぼす社会福祉協議会や社会福祉法人が大きな力を持っていたうえ、公益法人を設立するにしても許可制で制限する傾向があったから尚更であった。

ただし専門家の中では最近、企業フィランソロピーを含め、フィランソロピーそれ自体を取り上げることが減少した。<sup>8)</sup>しかもここ近年、フィランソロピーよりその社会的効果が利益に

つながって比較的可視化されやすいソーシャル・ビジネスが急速に台頭してきたこともあって、上記の定義の曖昧さは事実上放置されたままになっている。

フィランソロピーという言葉が日本で使われる場合、実は慈善事業や社会貢献、チャリティと異なる意味合いがあることはあまり指摘されていない。ちなみに粟屋仁美「ホスピタリティ人材管理へのフィランソロピーの活用」(『比治山大学短期大学部紀要』42号, 2007年, p. 64) は、米国では、チャリティは貧窮者に救いを差し伸べる行為であるのに対し、フィランソロピーは福利・幸福・文化を促進することでコミュニティの成員全員の質向上に幅広く関与する行為というように、使い分けている実態を指摘している。

米国でフィランソロピーが20世紀初頭以降に興隆するのも、格差拡大が起きて小さな政府がそれに殆ど関与しなかったため、ボランティア形態での所得再分配をしなければ、機会均等・実力主義といった米国人を一つに束ねている社会的前提が崩壊しかねなかったからで、ここからは市場原理主義・自由主義経済を機能させるための道具としてフィランソロピーが台頭してきたことが窺われる。換言すれば、経済活動に国家が介入し完全に統制する社会主義経済下では、フィランソロピーの登場はありえず、社会主義国家でないとしても、日本をはじめ、「公益国家独占主義」が強い傾向がある国ではフィランソロピーは影の薄い存在であった。つまり1990年代に資本主義への対抗軸であった社会主義の崩壊が明らかになり、その対極にある自由主義経済が再度脚光を浴び、福祉国家への対抗軸として新保守主義が台頭したことが日本でフィランソロピーが注目される契機となったのである。言うなれば、現代日本のフィランソロピーには、米国からの反共思想や市場原理主義、新保守主義が背後にあり、単なる社会の安定・維持のための善意ある公益行動というのでは違うのである。

日本でフィランソロピーという言葉が一般に

使われ始めた1990年代は、こうした影響から国家のあり方が見直され始め、官の限界性が問われた時期でもあった。ただ福祉分野では既に1970年代以降に福祉国家の限界が問われ、それに代わる福祉社会論も議論されていたが、明るい展望は得られないままであった。そのような中でNPOを中心とした「市民性」(民間における社会改革を求める志)の高い活動が耳目を集めたのは当然であった訳で、阪神淡路大震災はその状況を強めることになった。フィランソロピーという言葉にはこうした活動への期待も含まれていたと考えられる。

しかし1990年代から現在(2012年)に至るまで、フィランソロピーは新しい社会を構築するだけの力を持ちえなかった。その理由として今瀬政司は「市民性」をいったん棚上げして「非営利性」を重視したNPO法等の整備を進めていった結果、NPOから「市民性」が激減し、ボランティアのいないNPOやサラリーマン化したNPOのスタッフの増加が見られ、NPOが企業と同質化しつつあることを挙げている。<sup>9)</sup> 今瀬の指摘は、何故2000年代に入ってフィランソロピーが急速に注目されなくなり、ソーシャル・ビジネスが2000年代後半頃から台頭し始めたのか、その理由を的確に述べているように見えるが、それなら「市民性」さえあれば、フィランソロピーが発展し、かつ社会も良い方向に変えることができるのか。次章ではその問題にも切り込みたい。

## 2. 現代日本におけるフィランソロピーが 孕む問題

### —活動と思想の視点からの考察—

日本においてフィランソロピーを検証する際に興味深いのは、米国と比較してフィランソロピーの活動規模が比較にならないほど小さいことを批判する向きはあっても、その活動や思想についての批判的検証は殆ど見ないことである。これはフィランソロピーの現状分析研究者たちの多くが元々フィランソロピー活動等に深

く関わり、その社会的認知に向けて動いてきたためであろうが、フィランソロピー＝社会的善と最初から思い込む姿勢は社会科学としては望ましいものではない。したがって、本章ではフィランソロピー活動と思想の批判的検証を行うが、その前にもう一つ指摘する必要があるのは、CSR（企業の社会的責任）やソーシャル・ビジネスが企業フィランソロピー活動自体を希薄にしつつあることである。CSRそれ自体は社会的に重要であるが、企業フィランソロピーをCSRのひとつに取り込むことで、逆に今度はフィランソロピー活動が単体で注目されにくくなる恐れが出てきているのである。<sup>10)</sup>そして市場による問題解決の傾向が強まれば、企業の非営利活動である企業フィランソロピーは停滞することも考えられよう。

ちなみに現在の企業フィランソロピーに関して言えば、1990年代と比較して活動規模は緩やかに増大している。たとえば「2009年度 社会貢献活動実績調査結果〔社会貢献活動支出と社会貢献に関する制度の調査〕」（(社)日本経済団体連合会社会貢献推進委員会1%クラブ、2010年10月19日）によれば、調査に答えた企業全体の社会貢献活動支出合計額は1,113億円(1990年度)→1,533億円(2009年度、90年比1.4倍程度)、1社平均額は4億3,800万円(1990年度)→4億4,100万円(2009年度、90年比1倍程度)であった。<sup>11)</sup>新しい公共として財界や学界から熱い視線を浴びた割には、さほど増加したとは言えないが、その背後にはソーシャル・ビジネスの台頭もさることながら、グローバリゼーションによる規制緩和と成果主義、それによる企業ボランティア活動の停滞も背後にある。<sup>12)</sup>しかし企業フィランソロピーは継続性を持ってそれなりに展開されており、それだけに活動内容やその背後にある思想について批判的検証があらためて求められると言えよう。そこで最初に、日本における企業等のフィランソロピーが孕む問題を考察する。

### (1) 活動内容における問題点—企業フィランソロピーを中心に—

阪神淡路大震災以降、ボランティア団体を統括し、活動希望者にも団体の情報等を幅広く与える中間支援組織の重要性が痛感され、結果として各都道府県や市区町村にNPOセンターやボランティアセンターが設立された。ところが、企業フィランソロピーに関しては、経団連の1%クラブがそれに該当するが、中間支援組織として企業とNPO、個人を結び付けるというよりは、①国内外における緊急支援活動および協力(ジャパン・プラットフォームへの支援)②情報提供③イベントの開催④九段坂病院でのボランティア活動支援といった活動状況からも窺われるように、このクラブ自体が一つのNPOとして動いている状態である。つまりこのクラブはある活動について企業同士や企業・NPOを連携させて手助けする役割を1990年代には果たしていたようであるが、少なくとも2004年以降の活動状況を見る限りでは、個別企業の公益活動を大局的に見て、企業フィランソロピー全体の需要と供給のバランスを取るといった役割を果たしているようには見えない。<sup>13)</sup>

ちなみに1%クラブの支援対象は社会貢献活動のために拠出することに努力する企業・個人とされ、助成財団は含まれていない。助成財団の中間支援組織とも言えるのは(財)助成財団センターであるが、同センターの調査によれば、<sup>14)</sup>財団による助成は企業と比べ小規模であるうえ(2008年度における742財団の助成事業費の合計は599億円)、1990年をピークに助成財団の設立が減少し始め(91年62、2004年以降は一桁代で推移)、かつ助成事業費も1993年度以降減少傾向が見られるといった状態で、企業フィランソロピーよりはるかに深刻な状態にある。要するにバブル以降、財団を設立するだけの余裕が企業・個人になくなったうえ、低金利で資産運用による収益も期待できないことがここには反映されている。日本では、少額の個人寄付を1か所の財団に集め、財団がそれぞれの寄付者の



趣旨にあった小口基金にして社会貢献に還元するといった、マンション型のコミュニティ財団は、2012年現在でも大阪コミュニティ財団だけで、個人の小口資金がフィランソロピーに生かされにくい特徴がある。その関連で考えれば、財団以上に財政基盤が弱い「市民公益活動」の先行きも明るいとは言えないであろう。<sup>15)</sup> 仮にこの活動が「市民性」が強く、先駆的な活動をしていたとしても、経済的な側面から見れば、社会的に大きな影響力は持ちにくいのである。

財団も個人もフィランソロピーの担い手になりにくい状況下で、2000年代以降、フィランソロピー活動はますます企業を中心にしたものになりつつある。とは言え、財団・企業が共通して持つこうした活動の弱点は、多かれ少なかれ政治的動向や景気に振り回されがちなことである。現に歴史を振り返ると、米国でもマッカーシー旋風が吹き荒れた頃、アジア関連の財団は政府から監視されて活動の自由を失いかけたし、<sup>16)</sup> 戦前日本でも大政翼賛会によってフィランソロピー活動を行っていた組織の統合がなされ（後述の大日本国防婦人会の事例）、斎藤報恩会が戦時下において物価上昇が進んだにもかかわらず研究補助金をむしろ減少させたこと等、<sup>17)</sup> こうした脆弱性を表した事例は枚挙にいとまがない。したがって富の最適な再分配の役割をフィランソロピーに期待するのは無理難題な話であろう。そのうえ企業フィランソロピーは、個別・地域別の問題解決につながる場合はあるにせよ、社会全体で見た場合、①政府が本来国の方針として行うべき福祉や文化事業をそれぞれ個別に担う結果、フィランソロピーができる企業がある地域とない地域では地域格差が生じる②経済的変動等で本業に影響が出かねない場合はその事業を縮小または撤退することがありうる③企業が倒産した場合、その企業が行っていたフィランソロピー事業に依存していた地域は急激に衰退する、といった問題が挙げられる。

仮に企業が地域社会のことを考えてフィラン

ソロピーを行ったとしても、住民と企業の間で需要と供給のズレが生じているのが現状である。先行研究でも、環境保全運動に関しては両者の間で齟齬がないものの、福祉施設経営を期待する住民が比較的多いのにに対し、企業側ではそのような考えがない状況を明らかにしており、<sup>18)</sup> 特に福祉関連分野では齟齬が見られる。前掲の「社会貢献活動実績調査結果」でも、企業の貢献分野で一貫して多いのは（1994～2009年）、健康・医学・スポーツ、学術・研究、教育・社会教育、文化・芸術、環境、文化保全であって、現在の格差問題に貢献すると思われる社会福祉や社会的包摂の分野は4～8%程度に留まっていた。以上の点からしても、企業フィランソロピーは社会的矛盾の解決にあまり貢献していないと看取できる。

住民と企業の間需要と供給のズレが生じるのは、企業が他の地元企業と連携してフィランソロピーを展開すると言うよりは、各企業が単独で行うケースが多いこと、かつそれぞれの企業がフィランソロピーについて活動の成果に関する検証をあまりきちんとしていないことも要因であろう。<sup>19)</sup> さらに海外支社を持つ企業であればともかく、そうでない企業は、自社に参考になりそうな海外のフィランソロピーが現実にあったとしても、言葉の壁もあって積極的な導入には至っていないし、逆にフィランソロピーを海外に発信する発想も乏しく、国内・地域に活動を限定しがちな点も留意すべきと思われる。フィランソロピーに関する海外情報の導入に企業が消極的であれば、これは企業フィランソロピーの国内的・地域的发展の点でもマイナスになるに相違ないからである。端的に言えば、世界共通語の英語を母語とする英米とは情報量の点でもハンディが見られ、その意味でも日本の企業フィランソロピーは限界性を持っていると推察できよう。現在のところ、企業フィランソロピーが個人・財団のそれよりは有力とはいえ、その活動の先行きは前途洋々と言うには程遠いのである。

## (2) 現代日本におけるフィランソロピー思想の問題点

日本のフィランソロピーは、活動自体は明らかに海外とのやり取りが少ないと思われるのに対し、研究においては米国のフィランソロピーを偏重する傾向が強い。だが現代日本のフィランソロピーの思想は単なる米国偏重だけでなく、米国における研究成果を一層新保守主義の都合の良い形にして導入したと言っても過言ではない。

たとえば日本NPO学会でも強い影響力を持つL. M. サラモンは、1995年にジョンズ・ホプキンス大学出版会から *Partner in Public Service* を出版し、日本でも2007年にミネルヴァ書房から江上哲監訳で『NPOと公共サービス—政府と民間のパートナーシップ—』として出版された。ここで注目すべきなのは、1995年の段階でサラモンが既にフィランソロピーが持つ4つの問題点を指摘していた点である。4つの問題点をかいつまんで言えば、①自発的な寄付行為をシステムとする限り、社会が望ましいと考える財源より少なくなるし、経済状況の悪化でも財源は不足しがちであること(フィランソロピーの不足)②ボランティアな組織は特定の集団に関心を集中させ、貧困者でも「援助を受けるに値する人々」を支援対象として、それ以上に問題を抱えている貧困者を排除する傾向があること(フィランソロピーの専門主義とそこから生じる排他性)③最大の財源を支配している者が支援のあり方を規定してしまい、支援は権利でなく慈善となること(フィランソロピーの父権主義)④財源を寄付に依存しているがために専門的職員を雇えず、ボランティアの善意に基づいて動きがちである(フィランソロピーのアマチュア主義)、といった内容であった。<sup>20)</sup> ところが1990年代の後半から2000年代にかけて、日本ではこうした問題点には触れないフィランソロピー研究が多く、事実、フィランソロピーを学ぶ者なら必読書と言われた林雄二郎・今田忠編『フィランソロピーの思想 NPOとボランティア』(日本経済評論社、1999年)等でもこれらの問題は不

問に付されたままであった。

ただ現状分析研究者たちの名誉のために言えば、彼らの中には、日本が手本とする米国のフィランソロピーが企業のみならず、大規模な財団等で支えられていることを認識し、かつ米国で既にフィランソロピーがそれなりの問題を抱えていることを教示する向きもあった。<sup>21)</sup> また論文情報検索CiNiiによれば、2011年末までに米国のフィランソロピーに関する論文等は77あったが、そのうち米国と企業の両方を取り上げた論文等は14(18%程度)であって、企業フィランソロピーに偏った米国紹介ではなかった。ただし企業フィランソロピーの視点のみで見ると、このテーマを取り上げていたのは、フィランソロピーに関する論文全体240のうち63あり(26%程度、14の米国研究を除く)、日本国内や僅かな外国の事例に焦点を当てる時、現状分析研究者たちは米国を見る時と違って企業フィランソロピーに比較的高い関心を寄せていたことが窺われる。

いずれにせよ、不思議なのは、従来からの日本における慈善(社会)事業研究では、米国への関心はさほど高いものではなかったにもかかわらず、フィランソロピー研究では米国への関心が異常なほど高い点である。恐らく今までの慈善(社会)事業研究で米国が取り上げられたにしても、研究の中でさほど大きなウェイトを占めてこなかったのは、日本と米国では国の成り立ちが異なることも影響していたと考えられる。政府には頼らず、あくまでも民間の営利組織や非営利組織を利用し、あるいはこれらに参加することで福祉等の生活問題を自主的に解決するのを当然と見なす米国のあり方は、世界的に見ても特殊であって、客観的に見た場合、「公益国家独占主義」の日本にそのまま導入することは難しい。むしろ封建制崩壊を経て資本主義社会が展開する中で政府の役割が大きく求められた欧州のあり方が参考になると考えられたからこそ、慈善(社会)事業研究をはじめ、これまでの日本の福祉研究では英国を中心とした欧州研究が少なくなかったのだと考えられ

る。

さらに米国では、国家でもなく私でもない、中間の社会の自治が広く認められているのに対し、日本では明治維新以来、国家が先にできてその力で近代化を進めてきたがために、国民に対して国家が伝統的に強い立場にあったことを忘れる訳にはいかない。<sup>22)</sup> それに加え、国民レベルからの国内改革・革命を歴史的に一度も経験していない日本では、「市民」（政治的に声を上げるだけの一定程度の経済的余裕もあり社会改革に積極的な強い人間）が公益を担う発想は歴史的に見て生まれにくいことも留意すべきである。また封建制を経験し、宗教も世俗化した日本人は、昔ほどではないにせよ、現在でも都市部を離れれば、出自で人を評価する気質が残っており、いわば所属する集団等を超えて、博愛主義的に人に接する宗教的発想は米国人と比較して希薄であることもある程度証明されている。<sup>23)</sup> その観点からしても米国のフィランソロピーが本来精神的根幹としている博愛主義的側面は、日本では理解されにくいと言えよう。

他方、日本で公的福祉の拡充を求めることなく、いわばそれを与件とする形で、フィランソロピーを強調することは、憲法における国家の救済責任放棄を認めることになりかねず、たださえ不十分な公的福祉の削減・質低下を容認する結果となる。さらに問題は日本の場合、救済される権利（生存権）が未だに根付かないまま、1980年代以降、民間での救済・支援が台頭してきた点である。生活保護の捕捉率が諸外国と比較して低いことは周知の通りで、日本では16.3%（2001年）に対し、ドイツ37%、英国80%程度と言われているが、<sup>24)</sup> このことは本来公的扶助を受ける権利がある者たちの多くが国家の救済責任の外に置かれている状況を示している。ところがサラモンが指摘するように、フィランソロピーは最も救済されるべき者が対象外にされる傾向があり、それを証明するかのよう、内閣府HP (<https://www.npo-homepage.go.jp/>)の「特定非営利活動法人の活動分野について」（2011年9月30日現在）でも、社会的排除

を受けた者が対象となると思われる「人権の擁護又は平和の推進を図る運動」（16.1%）「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」（21.5%）は、全体の37.6%程度に留まっている。社会的排除を受けた者をフィランソロピーでは網羅できないことは明らかであろう。

だが市民活動から出てきた研究者たちにせよ、中道右派を中心とした保守系の現状分析研究者たちにせよ、公的福祉が不十分な米国を手本とする傾向が強いせいか、フィランソロピー興隆を訴える前にこれらの問題を検証することは少ない。むしろ官頼みでない自立した「市民社会」の構築を強く訴えるが、これでは弱者の社会的排除の問題は解決できないのは言うまでもない。換言すれば「市民」は声が上げられるだけ強者であるから—真の社会的弱者は声を上げる術すら知らないことが多い—、極論すると、こうした強者が中心になる社会ではフィランソロピーさえ無用でソーシャル・ビジネスだけで良いということになりかねないのである。<sup>25)</sup>

無論、非営利活動が次第にソーシャル・ビジネスへと転換しつつある最近の傾向について、前述のように今瀬政司をはじめ「市民性」の喪失が根幹にあるとしている。しかし「市民性」を民間から社会改革を強く求める性格として考えた場合、それが社会的弱者を取り込まないのであれば、たとえ「市民性」のある活動でも営利化していくことはありうるであろう。むしろボランティア・セクターの一部が民間営利セクターに取り込まれ、行政の下請化しているのは、官と私が強いために中間の公が両者に吸収されやすく、独立した公が弱い日本の歴史的・社会的構造を反映しているに過ぎない。つまり最近のこのような転換は、一見、NPO法の成立に見られるような「非営利活動」を優先させたがための「市民性」の喪失が原因に見えるものの、実は根強い日本の構造的な問題であって、「市民」や「市民社会」、「市民性」という意識が識者たちの間で浮上するはるか以前、戦前から続く問題なのである。それだけに現状分析研究

者たちは、公の拡大を「市民」やNPO、フィランソロピーという視点だけでなく、従来の歴史ある近隣組織（町内会等）とこれらを連携させる方法を考察すべきであるが、こうした組織との連携に目を向けた研究は少数である。<sup>26)</sup>

内閣府大臣官房政府広報室「社会意識に関する世論調査」によれば、<sup>27)</sup>「国や社会のことにもっと目を向けるべきだ」という意見が2010年度に56.6%、「個人生活の充実をもっと重視すべきだ」が32.5%となり、これは2000年度と比べた場合、それぞれ9.1%増、1.1%増であった。この結果はここ10年で人々の意識が社会に向き始めていることを示している。だが総務省統計局が明らかにした「社会生活基本調査」によれば、<sup>28)</sup>2006年のボランティア活動の行動者数は2,972.2万人、行動者率は26.2%で2001年より2.7%低下し、伸び悩みが見られた。これは社会貢献への参加を希望する者がいてもその思いを「市民活動家」たちが十分汲み取れていないとも読み取れよう。実際に東日本大震災でもボランティア活動に従事したい者は、事実上官の管理下にある社会福祉協議会に行くことが多かったこともあり、個人ボランティアの調整はこれらの組織が担い、NPO関係者のネットワークは団体による支援活動の調整に留まっていた。<sup>29)</sup>

日本人は官と密接な関係を持たない民間の非営利活動に対して、割合冷やかに見ており、内閣府大臣官房政府広報室「NPOに関する世論調査」（2005年8月調査）でも、<sup>30)</sup>NPO法人について信頼できる印象があるかという問いに関して、「信頼できる」としたのが30.6%、「どちらともいえない」が40.7%、「信頼できない」が15.7%であった。付言すると、同調査では参加するNPOを選ぶ際に重視する点も調べているが、「行政と協力して活動を行っていること」（21.4%）が3番目に挙げられていた。以上の結果からは、「市民公益活動」は社会でさほど高い信頼は得ていないこと、かつこうした活動は行政との連携があった方が信頼されることが判る。

また「社会意識に関する世論調査」では、今後の公共サービスのあり方を調査しているものの、できるものからNPO・ボランティア団体を活用するとしたのは2010年現在65%で、これは2007年度の65.2%とさほど変わらない数値であった。<sup>31)</sup>ところが同様に民間企業を活用するとしたのは2010年度74.9%で、2007年度の70.4%より4.5%増加していた。特に民間企業への信頼は40歳代から60歳代で高くなっており、民間企業を活用することに対して「そう思う」と積極的に答えた者がこの層で10%程度増加したことは注目に値する。と言うのは、この層は福祉関連のニーズが高いと思われるからで、こうした動向も恐らく現在における非営利活動の営利化に拍車をかけていると考えられる。この結果は、「市民性」を喪失したNPOへの信頼喪失というよりは、消費者のみをマーケティングすれば良い機動性のある企業の方が、複雑なマーケティングと経営が本来必要なNPOと比較して柔軟な動きを見せている表れと言えよう。ただ以上のようなNPOへの信頼度の低さ、企業と比較しての「敗北」は、ボランティア・セクターの衰退に拍車をかけ、長期的には企業フィランソロピーにも悪影響が出る事が考えられる。

このように現代日本では「市民公益活動」の力が経済的にも社会的にも弱く、思想的にも矛盾を孕んでいる訳で、それ故にフィランソロピーはどどのつまり企業を軸に考えざるをえないのが実情である。だが企業に軸足を移してフィランソロピーを考察するようになった結果、日本のフィランソロピーの思想はいくつかの限界に突き当たることになった。そのひとつがジェンダー視点の希薄さである。これは企業フィランソロピー研究において、①企業の意思決定のあり方に焦点が置かれること（イニシアティブを取ったのは何処の担当部署か、あるいは会長・社長か、担当役員か等）②保守派と見られる研究者たちが現状分析を担っていることが影響していると思われる。ジェンダー視点のないフィランソロピー研究は、フィランソロ



ピーの活動の幅を広げる際に、何らかの形で社会的限界をもたらすであろう。

そして企業を軸とした活動のみに注目していると欠落しがちな視点のひとつに宗教が挙げられる。宗教の世俗化については前述した通りであるが、その傾向に拍車がかかったのは戦後であった。いずれにせよ、宗教的視点を喪失したことで日本のフィランソロピーは、博愛主義的な側面を希薄にし、一層市場原理主義や新保守主義、福祉社会論に取り込まれ、その片棒を担ぐことになったと考えられる。だがこのように政治や経済による圧力によりフィランソロピーが弱かったことは、現代に始まったことではなく、本章でも少し触れたが実は戦前から話であった。そこで次章では歴史的視点から日本のフィランソロピーの特徴を探り、何処が現在の問題とつながっているのかを考察していきたい。

### 3. 日本におけるフィランソロピーの歴史的特徴

#### (1) 戦前日本の篤志家たちによる慈善(社会)事業—近代以降を中心に—

##### ①前近代と近代の連続性・断絶性

日本においてフィランソロピーの歴史が語られる時、必ずと言って良いほど、江戸時代の石門心学(儒教や仏教、日本古来の神道の影響を受けた道徳哲学)や儒教が語られ、それらを学んだ渋沢栄一をはじめとする企業家たちの活動は云々というように、前近代と近代を連続的に見ることは割合多い。精神面だけでなく、報恩社や秋田感恩講のように、江戸時代からの地縁を軸とした団体が引き続き近代において救済等の活動を継続していた点でも連続性を看取することは可能であろう。

しかし前近代と近代では国家のあり方が大きく変わり、近代は中央集権的な国民国家が形成されていく時代であった点で決定的に異なる。日本でも近代以降、近隣地域・地方を超えて、中央集権的なシステムを前提とした救済が博愛社(後の日本赤十字社)を中心に展開される等、

前近代には見られない全国性を帯びた形での救済が見られた。

前近代における救済は、藩同士が助け合うことはあったとはいえ、基本は各藩・村単位でそれぞれ個別に行っていたために、天災が起きて藩や村で甚大な被害が出た場合、名望家による救済も含めかなり限界があり、飢饉の度に万単位の死者を出していたことは周知の通りである。その点、近代以降は中央集権的にヒト・モノ・カネの動きを自由にするために法整備が行われ、救済資源も全国から調達することができるようになったため、天災時の救済負担が名望家のみへのしかかる問題は軽減された。つまり代々にわたって名望家による救済が続いていても、救済を取り巻く社会経済的状况には大きな変化があり、その意味でも前近代と近代には大きな断絶がある。

農村内部を見ても前近代と近代では大きな変化があった。近代においては、地主による小作人救済はあったものの、地租改正によって土地の絶対的所有権が定められ、質地慣行が認められなくなったから、地主と小作人の間は江戸時代の名主と百姓の関係よりもある意味シビアで経済的な関係となった。要するに近世の名望家による百姓の救済は、村の維持のためといった意識が強かったのに対し、明治以降の地主の場合、村の維持といった側面はあったにせよ、自家の小作料確保の視点が強くなった救済とも言えた。したがって地縁的救済自体が前近代から続いていたとしても、その背後にある地主と小作人の意識は、前近代と近代では異なると見た方が自然である。実際、秋田感恩講の事例で見ると、1871年に講所有の知行が一旦官没され、国の理解を得て1871年当時の財産に戻すまで10年かかったが、その数年後の1884年、今度は講の寄付者たちが講の財産について共有権を主張する訴訟を起こした。この訴えは翌年秋田始審裁判所で却下されたが、こうした訴訟は地主である寄付者たちが公益を私益化しようとした動きとも言える訳で、私的所有権の意識が強まった表れであった。<sup>32)</sup>

そして地縁のあり方も変化する中で、近代には前近代にはなかった血縁・地縁を超えた救済の考え方やそれに基づく組織も外国から入ってきた。救世軍をはじめとしたキリスト教団体による社会救済は20世紀初頭には無視できない存在となったし、<sup>33)</sup> 米国のフィランソロピーの影響を受けた財団設立も明らかに前近代には考えられないものであった。言うなれば、地縁組織の財団化もさることながら、<sup>34)</sup> 地縁と離れた形で創設された助成財団が公益活動を展開していく有様はまさに近代を象徴するものであった。故に次はその展開について触れたい。

## ②助成財団等による慈善(社会)事業

助成財団の活動を長期的かつ統計的に追跡し

た先行研究は意外と少なく、活動全体が戦前・戦後にわたってどのように変化してきたかを知るのには難しいが、とは言え、勝又英子「日本の組織的フィランソロピーとアメリカへの関与」<sup>35)</sup>は、助成財団の設立を基本財産の出資者別および年代別に分けた表と助成財団の活動分野を年代別に分けた表を示している(第1表・第2表)。助成財団研究において長期統計の視点を示したことは画期的であったが、残念ながら勝又は表を示しただけで、その詳細に関する分析を行っていない。したがってここでは勝又が示した数値を分析し、戦前の特徴を看取することにする。

第1表によれば、1890～1945年の間に設立された助成財団数と基本財産の出資者の詳細

第1表 年代毎の助成財団数と基本財産出資者

	実業人	企業	複数企業	個人・篤志家	複数人(複合)	学者	団体	国・自治体	外国	不明	計
1890～1910年	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	4
1911～1920年	1	1	0	2	2	0	0	2	0	0	8
1921～1930年	5	2	1	3	1	0	0	1	2	1	16
1931～1945年	6	7	1	2	1	3	0	2	0	2	24
1946～1950年	4	2	0	3	3	0	0	1	0	4	17
1951～1955年	3	10	1	0	4	0	0	3	1	0	22
1956～1960年	10	5	2	2	5	2	1	3	2	1	33
1961～1965年	7	15	1	3	11	0	3	0	0	2	42
1966～1970年	11	13	1	5	8	0	1	5	1	1	46
1971～1975年	18	23	5	6	4	0	4	11	0	4	75
計	66	78	12	27	40	5	9	29	6	15	287

(資料) 勝又英子「日本の組織的フィランソロピーとアメリカへの関与」山本正編『戦後日米関係とフィランソロピー—民間財団が果たした役割1945～1975年』ミネルヴァ書房、2008年、p. 295より引用。

第2表 年代毎の助成財団設立数と活動分野

	財団数	奨学事業	社会福祉	文化・教育	研究	医療	地域・公共	国際	環境	その他
1890～1910年	4	2	2	1	0	0	0	0	0	1
1911～1920年	8	2	3	1	1	1	0	0	0	1
1921～1930年	16	5	2	3	4	1	1	0	0	2
1931～1945年	24	5	4	2	9	2	0	0	0	2
1946～1950年	17	3	2	2	4	1	2	1	1	1
1951～1955年	22	9	4	2	3	2	4	1	0	4
1956～1960年	33	11	1	4	14	2	0	3	0	0
1961～1965年	42	12	6	3	13	2	2	3	1	4
1966～1970年	46	13	9	7	11	7	1	1	0	3
1971～1975年	75	12	13	12	15	8	6	3	6	6
計	287	74	46	37	74	26	16	12	8	24

(資料) 第1表と同じ、p. 296より引用。

は、実業人13、企業10、複数企業2、個人・篤志家8、複数人5、学者3、団体0、国・自治体6、外国2、不明3であった。これをさらに大まかに整理すると、個人設立29、企業設立12、国・自治体6の順になるが、特徴的なのは、企業による財団設立は1931～45年に比較的集中していることである(8件、企業財団の3分の2)。個人による財団設立が同時期に12件であったことを考えれば(個人設立財団の4割程度)、企業の財団設立は経済格差の拡大と企業への不満に対応するための防備策といった特徴が強かったことは明らかである。実際、1921～30年における財団設立は個人設立9件に対し、企業設立3件で、企業レベルの社会問題への対応は個人のそれより後手に回る傾向があった。その関連で言えば、個人設立の財団の中でも、企業家によるものは1921年以降急増する傾向があり(1890～1910年1件、1911～20年1件、1921～30年5件、1931～45年6件)、その点では企業家でない個人(個人・篤志家+複数人)によるものがさほど数値的变化を見せなかったのとは対照的であった(1890～1910年2件、1911～1920年4件、1921～30年4件、1931～45年3件)。企業家個人は企業よりも財団設立に向けた動きが早かったとはいえ、篤志家たちと比べればその動きは遅く、1920年代以降活発化した訳で、その背後には労働運動等の興隆も影響したと考えられる。

次に第2表であるが、ここで示された数値を戦前と戦後(1946～75年)で分けて挙げると(括弧内は戦後設置された財団の活動分野数)、奨学事業16(60)、社会福祉11(35)、文化・教育7(30)、研究13(61)、医療4(22)、地域・公共1(15)、国際0(12)、環境0(8)、その他6(18)となっている。戦前と戦後といった視点でこれらを比較すると、1. 活動分野全体において奨学事業(25%→25%)と研究(23%→23%)、文化・教育(12%→12%)のウェイトは戦前戦後殆ど変わらず、教育研究関連活動が6割近くを占めていたこと2. 戦前において社会福祉関連のウェイトは2割程度で全体の中で無視できない割合ではあるが、教育研究関連と比べマイナーな活

動であったこと3.2.に加え、戦後、社会福祉関連は全体におけるウェイトを下げたこと(20%→13%)4. 戦後に増加した地域・公共や国際、環境といった分野は戦前殆ど助成対象に考えられていなかったことが浮かび上がる。恐らく戦後に社会福祉関連分野のウェイトが下がったのは、後述する日本国憲法89条の「公私分離」の原則が影響して、福祉関連事業の団体が公的性格の強い社会福祉法人へと転換するケースが多かったためであろう。

さらに細かく活動分野を時期別にみると、助成財団が力を入れる分野に変化が出てきたことが看取できる。たとえば、助成財団自体が僅少で、企業家でない個人の設立が多かった1890～1920年までは教育関係(奨学事業+文化・教育)のみならず福祉分野の割合が高く(1890～1910年2件・活動分野全体の33%、1911～1920年3件・34%)、研究の割合はそれほどでもなかったが(1890～1910年0、1911～1920年1件・11%)、企業家による財団設立が活発化した1921年以降は社会福祉の分野が占める割合が下がった一方(1921～30年2件・11%、1931～45年4件・17%)、研究の割合が急増し(1921～30年4件・22%、1931～45年9件・33%)、特にそれが1930年代以降顕著化する傾向を見せていた。

以上の歴史的経緯は、地域名望家が基金の主たる出資者であった助成財団設立初期には、貧困関連問題への取組および教育機会の増加に熱心であったものの、1920年代以降、企業家や企業による財団設立が増えると、教育はともかく、福祉関連が後退し、研究分野への助成が急増したことを示している。この現象は1890～1920年頃まで福祉関連事業は篤志家が銘々で慈善事業の形で行うことが少なくなかったのに対し、1920年代以降は行政の影響力が強い社会事業が増えたことも反映しているよう。<sup>36)</sup>

土肥寿員の研究によれば、<sup>37)</sup> 2000年時点で活動していた公益法人(現在の特例民法法人)の中で明治年間に設立されたものは81、そのうち60が報徳社であった。いわば明治期は地縁組織から公益法人に発展したケースが多数あった

訳で、こうした組織の特徴故に福祉関連事業にも関心が高かったのかも知れない。また初期に福祉関連のウェイトが高かったのは、地縁との関係もさることながら、済生会をはじめ、皇室からの下賜金に基づき設立された恩賜型財団の影響もあると考えられる。裏返せば、福祉関連事業では慈善事業の段階から半官半民の特徴が散見されたのである。福祉関連財団は渋沢栄一が強調していた「官尊民卑の打破」からは程遠く、「公益国家独占主義」の一端を担っていたと言って良い。

ただ大正期に入ると、地縁的な財団以外にキリスト教や米国のフィランソロピーの影響を受けた企業家の設立による財団が誕生し、その典型的事例は1914年に森村市左衛門によって創設された森村豊明会や1921年に根津嘉一郎が設立した根津育英会であった(渋沢栄一は多くの財団設立・経営に関わったが、自分個人の設立財団は持たなかった)。企業家設立による個々の財団に関しては既に先行研究が詳細を明らかにしているのでここでは触れないが、特徴的なのは、渋沢が儒教の影響を受け、森村も儒学者でもあった大塩平八郎を尊敬していたことに象徴されるように、<sup>38)</sup> 彼らの篤志家的行動には外国の影響もさることながら、儒教の考え方が根底にあったことであった。

地縁組織から転換した財団と同様、恐らく企業家による財団の活動が教育・研究に力を入れていたのは、国家的・経済的見地から見て人材養成や新製品の開発が必要であったこともあるが、その一方、儒教で強調される徳性の中に智(学問に励むこと)が存在していたことも影響していたのではないと思われる。ちなみに儒教の考え方は、江戸時代において中期から後半になると、弱者への視線が冷たく差別的になる傾向があり、海保青陵はその代表的人物であったが、<sup>39)</sup> それを考えると、こうした儒教の影響を受けた企業家たちが教育・研究の助成を優先し、福祉関連の助成事業に相対的に消極的であったのも頷けるところがある。企業家たちは教育・社会改良には関心を寄せ、将来の社会の

担い手を育てようとはしたが、障がい者等の社会的弱者は対象外になりがちであった。米国でもフィランソロピーは最も支援が必要な者を対象外にしてしまう傾向があるとサラモンは語ったが、同様の傾向は戦前日本、特に企業家および企業による財団活動で見られたのである。確かに戦前の有力な助成財団のひとつで、研究助成に大きな力があつた原田積善会でも、社会事業関係には恩賜財団慶福会に多大な援助を行ったとはいえ、当初目的としていた、元々は中産階級に属していたものの病気で貧窮に陥った者への救済は活動初期に行った程度で、関東大震災以降は衰退してしまった。<sup>40)</sup> 付言すると、戦前、福祉関連事業に割合熱心だったのは、個人・篤志家が結成した団体以外では宗教関係団体であった。<sup>41)</sup>

なお、1930年代に入ると、助成財団は研究助成のウェイトを高めたが、これには戦時下における国家主義の強化も影響しており、1943年の大倉精神文化研究所の創設はその一例と言えた。換言すれば、財団活動は戦前でも社会全体の矛盾や問題を抜本的に変える力を持っておらず、企業家や企業の防備策程度に思われていた節があつたのである。

### ③篤志家たちの特徴から見えてくる戦前日本の社会的特徴

以上の話から財団設立等の公益活動に力を入れた篤志家たちの全体像を捉えると、1. 社会的地位が高い男性が多い2. 公益活動に尽力することが国家発展につながるといった「公益国家独占主義」に同調する動きが強く、皇室を軸とした家父長制的家族主義を肯定する意識も強固であった3. 2.からも明らかのように政治的圧力に弱い4. 財団設立等について自分たちに寄せられる社会的不満のガス抜きとして考えていた節がある5. 福祉問題よりは教育・研究への取組に熱心、といった特徴が浮かび上がる。つまりここから篤志家たちは対症療法的に社会改良を重ねることには賛同を示しても、経済格差や社会的差別等をなくしていれば社会を抜本的



に変えようとする意志も力もなかったと言える訳で、これは公益活動の社会的限界を表していた。

政治的圧力に弱いことにも象徴されるように、戦前日本の場合、政府の機能不全(税による所得の再分配があまり機能しない等)を補うものとして、長いこと慈善(社会)事業が注目されていた。その意味では英国のように、当初社会における資金がボランティアな形で再分配されたものの、それだけでは社会問題が解決しなくなったために、国家が法制的な再分配を実施したのとは対照的であった。

戦前日本の公益活動の社会的限界は政治的圧力の点のみならず、ジェンダーの点でも明確であった。スウェーデンではフィランソロピー活動が女性解放につながった側面があったのに対し、日本では、赤十字活動や愛国婦人会の活動、その他の社会事業にしても、大山捨松や石井筆子、九条武子というように上流婦人に留まる傾向が昭和初期まで強かった。ただし1932年に大日本国防婦人会が結成されて以降、一般女性たちも公益活動に従事したが、1940年に隣組が配給業務を担うようになって国民生活に入り込むと、愛国婦人会も国防婦人会も力を失い、1941年6月には政府関係者が「婦人よ、家庭に帰れ」と言い出して、一般女性の公益活動は抑制されてしまった。<sup>42)</sup> これは戦後日本におけるフィランソロピーが男性中心に進められる一因ともなったと考えられ、フィランソロピーの可能性を狭めてしまったとも言えるのである。

#### ④社会的連帯と慈善事業・社会事業<sup>43)</sup>

##### —戦前日本における慈善事業・社会事業をフィランソロピーと呼んで良いのか?—

現在私たちは、財団等による助成・援助をはじめとした戦前の慈善(社会)事業をフィランソロピーと呼ぶことがある。しかし現実の戦前日本においては、権威主義的差別を軸とした人間関係が広くはびこっていたため、上下関係が強い援助の意識はあっても、人間が同等の権利

を持つことを前提とした本来のフィランソロピーの思想への理解は極めて希薄であった。これは戦前と戦後の決定的断絶面と言っても良く、その点から考えれば、戦前日本における慈善(社会)事業をフィランソロピーと呼ぶのは問題と考えられる。もっとも第1次世界大戦後の社会事業の時代になると、援助する側とされる側の上下関係的な発想は薄らいだものの、それでも同等意識には程遠いものがあった。言い換えれば、戦前の慈善(社会)事業をフィランソロピーと呼ぶことは、事業の持つ半封建的な特徴を曖昧にし、戦前の人権の発想を持たない、恩恵的な慈善や救済のあり方を隠蔽するだけでなく、近代的なシステムといった誤解をもたらしかねない。

戦前日本の農村では地主と小作人は単なる経済的関係ではなく、多かれ少なかれ上下関係があり、それを前提として災害時等には地主や地主間の連携・協力による救助が行われていた。無論、これに横の相互扶助関係も加わって、農村では不十分なりにも生活のセーフティネットができ上がっていたが、それ以上に深刻であったのは、農村から離れこうした網から外れて都市に流出した者たちであった。都市は地縁関係が希薄で、上下関係に基づく地主による救済すら殆ど見られず、農村から都市に流れ着いた社会的弱者は最終的に行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき府県が対応することも多く、いわば地縁や社会階級を超えた救済の連帯は1920年代まで希薄であったと言って良い。<sup>44)</sup>

救済の連帯という視点で戦前日本を考える場合、戦時には敵味方・身分等に関係なく救助に努めた日本赤十字社の存在を看過することはできないであろう。ただ日赤が当初自社の使命として念頭に置いていたのは戦時救護であって、平時の活動はあまり念頭に置いていなかった。しかし濃尾地震の影響等もあり、1892年には災害時の救護も戦時救護と並ぶ重要な活動と位置付けられ、かつ戦時救護の目的で日清戦争以後進められた看護婦養成も平時における医療整備へとつながっていったのは確かである。<sup>45)</sup> 付

言すると、明治の日赤活動を大きく支えたのは、当時の皇后美子（昭憲皇太后）で、彼女の熱心な活動ぶりは上流婦人のあり方を大きく変えたとされている。<sup>46)</sup>

だがここで留意すべきなのは、こうした慈善事業から階級を超えた社会的連帯の動きが出てきた訳ではないという点である。それは大正デモクラシー期以降、不平等と闘う労働者や農民が幅広く表れたことが契機であって、この時期以降、上流階級の個人もしくは友好会的レベルで行われていた慈善事業は、国や地方公共団体の社会行政とタイアップする社会事業へと変貌する。貧困・格差問題が個人的要因に帰せられるのではなく、社会に要因があると認識され始めた点で慈善事業と社会事業の間では飛躍的な差があったが、とはいえ、声を全く上げられない社会的弱者は1931年まで旧態然とした恤救規則の下で制限主義的な救済すら受けられない状況に置かれていた。

1920年代から30年代にかけて、日本においても社会階級を超えた連帯の動きがあり、たとえば1932年に施行した救護法の成立には、地域名望家たちを中心とした方面委員の団結と政治的交渉を抜きにして語る訳にはいかない。<sup>47)</sup> しかし方面委員が実際に救済を行ったケースを見ると、必ずしも社会的弱者の需要にに応じていたとは限らず、両者が同じ感覚で貧困・生存の問題を捉えていたとは言えなかったのも事実で、そこには家父長主義的な関係が見られ、人間平等といった意識は希薄であった。<sup>48)</sup> その関連で言えば、1920年代以降、東京では特に関東大震災以降に盛んになった宗教系および大学のセツルメント運動は、人間平等観に基づき社会階級を超えた連帯や社会改良を目指した点で画期的であったが、多くのセツルメント運動は戦時体制下で潰えることになってしまった。しかも戦時色が強まるにつれ、方面委員の仕事も社会的連帯の方向でなく、軍事救護に重きを置くようになったうえ、その活動自体も町会や隣組に吸収されていくこととなった。

要するに戦前日本では、米国のフィランソロピーが本来の精神として持っている平等意識が希薄であったばかりでなく、名望家と言われる人々や企業家といった社会的強者以外は、血縁・地縁を超えた形での公益活動に個人レベルで従事することは少なく、その僅かな芽も戦時体制下で摘み取られてしまったと考えられる。そしてこれは戦後日本のフィランソロピーが財団・企業を中心に展開される伏線にもなったと言える。つまり戦前日本の慈善（社会）事業はその背後にある思想も含め、フィランソロピーとは社会的性格が似て非なるものなのである。

## (2) 戦後日本のフィランソロピーの変容

### ① 戦前と戦後の連続性・断絶性

日本では戦前と戦後で公益活動をめぐる社会経済的環境が大幅に変わったが、国民国家が継続していた点では、前近代と近代の間よりは連続性がある程度存在する。ただ戦後改革による制度的変化と人々の意識の変容を考えると、断絶面もまた大きいと言わねばなるまい。特に国家による救済責任や「公私分離」の原則が日本国憲法で定められ、かつ国家による所得再分配が強まっただけでなく、貧窮下での平等化が進んだ点でも戦後は戦前と決定的に異なる特徴を持っている。いずれにせよ、ここでは連続面と断絶面について整理を進めたい。

#### 1. 戦前との連続性

戦前日本の場合、英国と違って国家による所得再分配の欠陥をボランティアな分野が担う傾向があったが、戦時体制下においては国家による所得再分配が強まり、逆にボランティアな所得再分配が規制され、1940年には法人税率も2.5%から18%に引き上げられた。また福祉分野をはじめ、公益活動が資金的にも制度的にも官製化され始め、1938年4月に公布された社会事業法では、地方長官が個別の社会事業経営に深く介入する内容となっていた。そして戦時社会事業の強化拡充に関する件（1943年3月17日

厚生省発第37号、依命通牒)でも、方面委員を動員して大政翼賛会や大日本産業報国会の活動に協力する体制を作り、国民勤労精神の昂揚を図るよう促した。戦時体制下で日本社会は国益と公益の相違が殆ど見えないほど官民一体化が進んだのである。戦後、GHQはその解体に躍起になったが、方面委員制度が戦後民生委員制度として再編されたことを見ても明らかなように、官民一体化の実態は戦後も根強く続いた。ちなみにGHQは社会福祉協議会の結成に熱心であったが、これも結果的に福祉分野における官民一体化につながり、戦後も行政や地縁を超えた形でのフィランソロピーは活発化しなかった。

これに加え、公益活動は戦前と同様、財団が担うことが多く、特に戦後20年位はその傾向が強かった。助成内容も奨学事業・研究、文化・教育が多いことには変わりはなく、公益活動自体が社会を抜本的に変える力を持たなかったことも戦前戦後一貫していた。

## 2. 戦前との断絶性

戦前と戦後は連続性を持つ反面、戦後改革による民主化は公益活動のあり方を大きく変えた。「公益国家独占主義」の視点で言えば、戦前、国民は戦争等を通じて公益より国益を優先する発想・行為を強制されただけでなく、特に戦時体制下では、国益とは異なる公益を訴えてきた者たち(労働・農民運動、婦人運動等の担い手たち等)が官製国民運動に取り込まれてしまったため、国益の下に公益があるといった発想あるいは両者を区別しない考え方は多くの国民がごく当然なものとして受けとめていた。

しかし戦後は、目に見える国家的圧力で「公益国家独占主義」が遂行されることは殆どなかった。その代わりに「公益国家独占主義」は制度面で本格的に進められ、フィランソロピーは実質官と結び付いたため、今度は逆に官の後ろ楯のないそれは社会から信頼されない羽目になった。そのうえ、戦後、日本人は雇用確保と賃金引上げといった企業への要求、政府への福

祉充実や環境問題改善要求というように、市場と政府とは対峙することは多かったが、フィランソロピーには無関心で、「公益国家独占主義」の変貌にも無自覚であった。もっともこのような無関心・無自覚を変える契機となったのが阪神淡路大震災であったが、それでも「公益国家独占主義」は形を変えつつ、今なお厳然と日本社会に存在し続けている。

戦前の「公益国家独占主義」と戦後が異なる2点目は、皇室を軸とした家父長的家族主義は思想的に残った部分があったにせよ、現実の資金面では皇室からの福祉関連財団への下賜金がなくなったため官との結びつきが一層強くなり、財団等の活動から慈善の側面が払拭された点である。戦前、福祉関連の公益活動を担っていた団体は、戦後に官の補助を受けることが可能な社会福祉法人へと再編され、公的性格を強めたが、これは福祉従事者の視点から見れば、仕事に専門性が求められる契機となった。付言すれば、宗教団体等による福祉分野の公益活動が戦後衰退するのも、こうした福祉の専門職化と関係していた。<sup>49)</sup>

換言すると、社会的弱者を扱う分野が国家や地方公共団体、その配下にある社会福祉法人の管轄とされたことで、戦後まもない時期の福祉関連フィランソロピーは自発性・主体性を喪失させ、活動が官製化したケースも多かった。実際に戦前のセツルメント運動は戦後、公民館活動と社会福祉協議会の活動に吸収されてしまったが、この運動の衰退も宗教団体等による福祉活動の停滞につながり、戦後日本におけるフィランソロピーの無宗教化に拍車をかける一因となった。

そもそも福祉関連分野で国家や地方公共団体の役割が強まったのは、日本国憲法89条による「公私分離」の原則も当然影響していたが、同時に財閥解体や農地改革をはじめとした所得の再分配強化によって、個人単位で財団を設立・維持できるほどの資産家が激減したことがあった。戦前、助成財団の設立と言えば、オーナー企業家等の個人をイメージすることが多

かったが、戦後、個人の顔が見えなくなったのはそのためである。戦前、日本社会を覆っていた家父長的家族主義は、こうして皇室の側面だけでなく、資産家の側面からも実態を失っていった。

戦後改革を通して進められた経済格差縮小に加え、日本国憲法14条による法の下での平等、25条における生存権保障、現行生活保護法で一応救済される権利が保障されたことは、福祉を受ける者への人格承認が進み、初めて救済される権利が認められたことを意味した。ただし救済される権利を下からの力で獲得したのではなく、与えられる形を取ったことで、受給側が当初それほど強い権利意識を持ったとは思えないし、供給側も受給側の権利を重視していたとは必ずしも言えないが、供給側も名望家を中心とした救済システムから専門家を軸とした救済システムへと変わったため、差別意識は戦前と比較すれば希薄化していったと思われる。要するに戦前の慈善(社会)事業の時代にはなかった意識変化が双方にあったと言えよう。無論、前述のように、未だに日本では救済される権利が不完全であるし、ムラ意識的な差別観も残っているが、それでも戦前より戦後は、平等意識に基づく米国のフィランソロピーが導入できる社会的前提が出てきたと考えられる。実際に戦後は1960年代位までフォード財団やアジア財団、ロックフェラー財団が日本における研究・教育等に莫大な援助を行い、その影響力は日本の政府機関(経済企画庁、国税庁、文部省等)にまで浸透したのである。<sup>50)</sup>

## ②戦後日本におけるフィランソロピーの変質

### 1. 1940年代から60年代

#### 【助成財団の状況】

2002年に活動していた公益法人のうち、1946～55年に設立された法人は3,054(年平均305)、1956～65年3,234(年平均323)で、1999～2008年の新設法人数1,490(年平均149)と比較した場合、倍以上の公益法人が設立されていた。<sup>51)</sup>これは戦後復興と高度成長で企業等が力を付け、

財団等の設立を通して社会貢献をしようとした表れだったかも知れない。他方、前掲の勝又英子の表では、1946～70年までに設立された助成財団数は160、年平均6.4財団の設立であったが、戦前(1890～1945年)の助成財団設立数が52で、年平均1財団弱のペースであったことを考えれば、助成財団の数量的発展が如何に著しかったかが窺われる。ただ活動内容は前述したように戦前と同様、奨学事業・研究、文化・教育のウェイトが高く、福祉の割合が下がったという特徴がある。

戦前と異なるのは地域・公共、国際、環境分野の台頭で、地域・公共は1946～55年、1971～1975年の設立が、環境では1971～75年の設立が目立ち、如何にも時代に呼応した動きを見せていた。ちなみに地域・公共関連の助成財団が台頭してくる1946～55年は、日本国憲法89条の「公私分離」の原則に基づき、学校や福祉関連団体が自分たちの組織を公共性あるものとして公的支援を受けられるよう、学校法人や社会福祉法人に転換していった時期であった。89条は、民間の社会事業が国の社会福祉を補填することを容認すれば、GHQ三原則の一つである「救済費の非制限」に反する状態が生じかねず、国家の救済責任が果たされなくなる結果、基本的人権や生存権が脅かされるという判断もあって設けられたが、これによる福祉関連団体や学校の社会福祉法人や学校法人への転換は、フィランソロピーの視点から見れば、制度的に「公益国家独占主義」が進められたことを意味した。

また89条は国が公の支配に属さないボランティア・セクターの資金分配と関係しないとしているが、逆に言えば、国が公の支配に属すると判断した場合は資金分配に国が関与しても良いと読める訳で、読み方によっては国家がボランティアな資金配分に限定的ではあるが踏み込む規定とも考えられる。少なくとも戦時体制以前の戦前とは異なり、ボランティア・セクターが国の不十分な所得再分配状態を曲がりなりにも補填するのではなく、その逆を定めたという



意味では、英国の社会的資金分配を想起させるところがあった。

そしてこうした内容の日本国憲法は、米国を主体としたGHQによって骨子が作られ、戦後改革の方向性を決定付けたことは言わずと知れた話であるが、助成財団の活動に関しても同様で、戦後日本の財団を軸としたフィランソロピー活動を考える際、米国の財団がもたらした影響は多大であった。たとえば1952年の国際文化会館の設立も、ロックフェラー財団の助成なくしてはありえなかったことはよく知られている。<sup>52)</sup> 1945~75年の間に米国の助成財団から日本国内に直接助成された件数は約3,400件、金額にして2,530万ドルで、1953年に18万ドルであった助成は57年には10倍程度になり、1967年頃まで助成総額は150万ドル前後であった。<sup>53)</sup> 68年以降助成は急減するが、その理由としては、1. アジア財団からのCIA資金の撤退 2. ベトナム戦争や公民権運動等による国内問題への対応 3. 日本が世界第2位の経済大国となったこと等が明らかにされている。<sup>54)</sup> こうした米国の財団によるフィランソロピーが日本の政府機関にまで及んでいたのは興味深いが、これらの活動は特にアジア財団に典型的に見られたように、本来の博愛主義的な公益活動といった意味ではなく、概して親米・反共体制を日本で確立する政治的意味合いが強いものであった。<sup>55)</sup>

なお、米国の影響は、知的エリート層を対象にしたフィランソロピーだけでなく、民間における地域福祉活動にも及んだ。その事例として次は社会福祉協議会と民生委員制度に焦点を当てる。

#### 【社会福祉協議会と民生委員制度】

日本で社会福祉協議会が戦後結成される契機となったのは、1949年11月、GHQから厚生省に示された「社会福祉行政に関する六項目」の中で同会を結成するように指示されたことが大きい。その際にGHQが念頭に置いていたのは、民間社会事業組織の再編とコミュニティ・

オーガニゼーションの導入であった。<sup>56)</sup>

社会事業組織の再編についてはGHQだけでなく、戦後まもない時期に有力であった社会事業団体も積極的であった。これは社会事業団体を束ねていた日本社会事業協会と全日本民生委員連盟が日本国憲法89条の「公私分離」の原則によって厚生省からの補助金が事実上殆ど得られなくなり、経済的に困窮していた一方、逆に同胞援護会は資金的に規模が大きく、軍人援護や政府以上の事業を行っているGHQから警戒されたため、どの組織も単体では存続が危うい状況に置かれていたことが大きい。<sup>57)</sup> そのため、1951年1月にこれらの三団体が合併して(財)中央社会福祉協議会が結成され、翌年には全国社会福祉協議会となり、社会福祉の各分野が連携・協力するシステムが成立した。端的に言えば、上からの統合に民間団体が応じた訳で、後に社会福祉協議会が官製の性格を持つ一因ともなった。付言すると、中央社会福祉協議会は財団法人として設立する際に(ただし1952年5月に社会福祉法人に改組)、三井報恩会・原田積善会・鉄道弘済会等に基本金等の助成を求めており、社会福祉協議会の出発には、戦前有力だった民間助成財団の役割が不可欠であった。<sup>58)</sup>

このように社会福祉団体の上部組織が積極的に官の要請に応じて統合した経緯もあったため、施設関係者たちは社会福祉協議会を関係団体の連絡調整役程度に考え、<sup>59)</sup> コミュニティ・オーガニゼーションの導入を行う組織とは捉えていなかった。そもそもこの考え方は住民が主体となり地域社会でその地域全体を組織化したうえで福祉活動を行い、その地域の問題を解決するといった発想で、この前提には民主主義や自発的参加があった。しかし日本では町会や隣組をはじめ国家的圧力の下での活動が主で、自発的参加のセツルメント活動も戦時下で既に衰退したため、こうした発想は根付きにくい状態であった。

その関連で言えば、官製化されたボランティアと言うべき方面委員制度は、1946年9月の民

生委員令によって民生委員制度に再編された。実はGHQは方面委員制度に関して戦争遂行に大きな力があったとして批判的で、公的福祉活動からの全面撤退すら考え、一時期民生委員活動は停止させられる羽目になったが、全日本民生委員連盟の粘り強い交渉もあって、制度として継続することが可能になった。もっともこうしたGHQの方針が反映されて、現行生活保護法施行以降、民生委員は行政の直接の補助機関でなく、行政の専門職に協力する協力機関として位置付けられることを余儀なくされた。<sup>60)</sup>

以上の状況から看取できるのは、戦後日本における福祉関連のフィランソロピーは、GHQが意図していたのとは対照的な形になり、かつ制度的に官製化されたということである。社会福祉協議会はその後も米国のコミュニティ・オーガニゼーションを促すというよりは、行政の下請化の傾向を強め、福祉関係者以外の者は今でも社会福祉協議会を正式な行政機関と思いついでいることが少なくない。他方で、GHQが潰しにかかって民間人を福祉行政から遠ざけようと試みた民生委員制度は、逆に地域においてコミュニティ・オーガニゼーションを多少なりとも担う役割をしている。どちらにしても、この状況下では個人の自由意思に基づくフィランソロピーは生まれにくかった訳で、まして財閥解体や農地改革で篤志家の存在が殆ど消えてしまった事態では、福祉以外の分野でも同様であった。結局、1940年代から60年代の日本では、フィランソロピーは助成財団等を中心に展開せざるをえなかったのである。

## 2. 1970年代以降の状況—企業フィランソロピーの台頭—

1960年代半ば頃から企業は公害問題等で社会的責任が問われつつあったが、その流れを受け、1973年5月28日、経団連は第34回総会で「福祉社会を支える経済とわれわれの責務」といった決議を採択し、企業の社会的責任を強調した。そして同年8月、経団連は「企業の社会的責任の実態調査」を会員企業を対象に行い、

その結果は、A.企業の社会的責任は本来安価で良質な財・サービスを提供することであるが、物的要求がある程度満たされた現在、それだけでは済まない、B.企業も地域社会から恩恵を受けている以上、還元する必要がある、C.ただ政府や個人の責任の肩代わりを求める傾向は困る、政府、企業、個人の責任範囲を明確にすべきであるといった内容であった。<sup>61)</sup> このアンケート結果は、現在の企業フィランソロピーを考えるうえでも重要な視点が打ち出されているが、特にCについては未だに明確化できていないと言えよう。いずれにせよ、その翌年の1974年には経団連の一部メンバー（関成一等）が米国カナダフィランソロピーミッションに参加する等、財界をあげて日本におけるフィランソロピーの発展の手掛かりを探し始めた。

また本格的な企業フィランソロピーの登場については、1985年のプラザ合意以降、日本企業の進出が米国で非難され、企業イメージを悪くしないために地元貢献をせざるをえなくなったことが契機であったという説もあり、<sup>62)</sup> 1990年の経団連の1%クラブの創設や(社)企業メセナ協議会の設立を以てフィランソロピー元年と言われることも多い。つまり財界上層部が音頭を取ったことで、企業フィランソロピーが本格化したというのが通説である。

しかし本当のところ、企業フィランソロピーは財界上層部からの要請で各企業が動いたというよりは、各企業の主体性が先んじていたと推察できる。西村勝弘編『「企業の社会貢献」資料集〔1980年版〕』、(株)産研、1980年から各企業の社会貢献の内容を整理したのが第3表であるが、これを見ると、経団連が決議までして社会貢献の重要性を訴えた1973年より前の1972年に急増したことが、1960年代半ばから社会貢献内容は財団設立のみならず、企業による活動助成や献血ボランティア等、多岐にわたるようになり、財団設立の形を取らない社会貢献の方が次第に多数派になってきたことが判る。要するに企業は経団連から言われる以前に社会的責任を考え、<sup>63)</sup> 大規模な資金が必要な財団設立で

第3表 企業の社会貢献の開始年次と活動形態

年次	財団	協会・振興会・ 委員会	研究会(所)・ クラブ	ボランティア 活動	イベント	企業の助成・ 寄付・招聘	学校等の 施設建設	その他	合計
戦前	12		5		2		11		30
1945									0
1946	1						1		2
1947	1								1
1948					1				1
1949	1		1		1				3
1950	1				2				3
1951					1				1
1952							1		1
1953	3								3
1954				1			1		2
1955	1				1		1		3
1956	1		1		1		2		5
1957	5								5
1958									0
1959	4								4
1960	4	1							5
1961	4						3		7
1962	5					1			6
1963	5	2	1			2		1	11
1964	6		1		1	1	1		10
1965	5			2	1		3	1	12
1966	5		1	3	1	1	2		13
1967	4			2		2	2		10
1968	2	2		3	1	2			10
1969	7		1	2		2			12
1970	6		1	1	1	1	1	3	14
1971	6	1	1	2	1		1	1	13
1972	9		1	3	3	3	7	3	29
1973	10	1	1	1	4	2	1	4	24
1974	5			2	1	6		2	16
1975	4			1	5	1			11
1976	3		1	1	3	2			10
1977	5			5	2	5	2	1	20
1978	2			2			2		6
1979	4		1	2	5	4	1		17
	131	7	17	33	38	35	43	16	320

(資料) 西村勝弘編『「企業の社会貢献」資料集(1980年版)』1980年、(株)産研より作成。

(注) (1) たとえば財団で研究所といった組織は財団に分類してある。

(2) 財団は組織結成時の年次を採用。

(3) 開始年次が不明なものは統計に含めていない。

はなく、手近にできることからフィランソロピーに取り組み始めていた訳で、1971年のドル・ショックによる経済不安も一因ではなかったかと思われる。

ただそうは言っても、企業フィランソロピーが財界のみならず、「市民」活動家や研究者たち、世間から注目を集めるようになるのは、やはり1990年代であった。企業が公害問題等に対する贖罪もあって60年代半ば頃から地道に行ってきた活動は、90年代に新保守主義を担

う識者たちによって、あたかも社会全体に変革をもたらす活動のように持ち上げられ、過大評価のうえで再登場させられたのである。前述したように、財団によるフィランソロピーと比べ、企業のそれは助成規模も大きかったから、尚更であった。

だが繰り返し述べて来たように、フィランソロピーは2000年代に入って急速に識者たちの関心から外れてしまった。それは既述のようなフィランソロピー活動が持つ限界性が顕在化

し、企業をはじめとするフィランソロピー活動が90年代と同様にある程度行われていても、格差拡大をはじめ、結局社会の閉塞状況の打破につながらなかったためであろう。確かに現在の日本において、国家権力が介入しにくい公益活動を行うには、それなりに経済力があり有能な人材も集中している企業が適当なのかも知れない。とは言え、1973年の「企業の社会的責任の実態調査」がいきみじくも語っているように、企業に過度な期待をするのは問題で、そもそも長年にわたり国家・個人・企業・非営利組織等の役割分業を多くの者があまり意識せず、事を済ませてきてしまった社会的風潮こそ、現代社会の閉塞感の一因として問われるべきであろう。言うなれば、フィランソロピーのあり方を考える際に公共に関わる問題に触れない訳にはいかないのである。そこで最後にフィランソロピーの視点から日本の公共について考えたい。

#### おわりに—フィランソロピーの 限界性と公共をめぐる問題—

日本でフィランソロピーが世間から耳目を集めた1990年代は、社会主義崩壊やバブル崩壊も相俟って国家的公共のあり方が問われ、インターネットの急速な普及もあって、新しい公共が模索され始めた時代であった。さらに福祉分野では地域におけるコミュニティ・ケアが重視され、生活圏を軸とした地域的公共が再考されていたものの、高齢化が進む中で、限界集落の顕在化等、その限界性が明確になったのもこの時期であった。恐らく90年代にフィランソロピーは、国家的公共や地域的公共が孕む限界性を何らかの形で打破する力を持つと期待され、いわば「市民的公共」の構築に貢献すると思われるのであろう。だがフィランソロピーは、こうした新しい公共を紡ぐことはできず、「公益国家独占主義」を打破するだけの力も持ちえずして、ソーシャル・ビジネスとの競合に曝される等、市場経済の側面から見て経済的脆弱性を孕んでいることは前述の通りである。

そして少なくとも日本の近現代史において、フィランソロピーは国家権力や市場原理による圧力に対抗するだけの力を持ったことはなかったし、せいぜいこれらが果たし得ない役割を多少補填するに留まっていた。ちなみに歴史的に見た場合、企業家たちによる社会事業が世間で注目されたのは、社会不安が高まりつつあった時期(1920年代～30年代初期)であり、戦後もフィランソロピーがある種のブームとなるのは、1990年代以降というように、いわばフィランソロピーが注目を集めるのは、①政府機能への不信感が高まる時②経済格差の広がりが見えて明らかになり、その問題が社会で顕在化する時期であった。しかしフィランソロピーが社会全体の不平等の是正にさほど貢献がなかったことは、戦前も1990年代以降も同様であった。つまり歴史的視点から見ても市場原理から考えても、<sup>64)</sup> フィランソロピーに新しい社会改革の息吹を求めることは酷なのである。

現に林雄二郎も批判したように、<sup>65)</sup> 日本国憲法89条に反して多くのNPOが公的資金を当てにしている現況は、「市民的公共」の担い手たちすら官が公を呑み込む状況を容認していることを表している。これでは企業や財団のフィランソロピーのみならず、「市民公益活動」の未来も明るいとは言えない。無論、現在のフィランソロピーの賛同者は、国益＝公益といった考え方自体には反対することが多いが、NPOの行政の下請化は、公益の確立よりも当座の国益に一役買う形になっており、国の方針に流されて「市民」の志を犠牲にしている点では戦前と似ているとも言える。それと関連して言えば、フィランソロピーを唱道する学者たちは国家負担による公的サービスよりも民間非営利の活動の重要性を訴える点で、国益と公益の相違を認識しているように見えるが、実は政府の財政縮減に思想的に一役買っている点では国益の方向で動いており、いわば「公益国家独占主義」の呪縛から自由でないという意味では戦前の篤志家たちの思考と変わらないところがある。

また本来博愛主義に基づく思想・行動とされ



るフィランソロピーは、政府や市場と対峙して、人間のあるべき姿を社会的に実現するといった意味を持っていたはずだが、政府と市場が強力であるだけでなく、世俗的な宗教的精神しか持たない人々が多い日本においては、財団や企業に依存するばかりの貧弱な形でしか展開しえなかった。そもそも米国において官と私の間、公をつくるうえで重要な一要素は教会活動であるが、日本では特に戦後、宗教団体が福祉活動を停滞させたことに象徴されるように、これらが旧来の共同体に代わる公を築くほどの力は持ちえていない。つまり今後、日本においてフィランソロピー活動を制約する制度的問題が解決したとしても、さらに一部の「市民」がこうした活動の必要性を社会に強く訴えて「市民的公共」の構築を唱えたとしても、フィランソロピーは、本来の精神から離れ、政治・経済の力に振り回される形でしか展開しえないのではないかと、いささか懐疑的に思えてならないのである。

- 1) 今回、本稿で原語の発音に近いフィランソロピーをあえて使わず、フィランソロピーで統一したのは、辞書での表記ではフィランソロピーが殆どで、【フィランソロピーども】というようにフィランソロピーは副次的に書かれていること、さらに現状分析研究者の言葉の使い方を扱うため、彼らが多く使うフィランソロピーの方を使わざるをえなかったためである。
- 2) これは国家も国民も公益を事実上国益と見なし、国家が公益を事実上管理している状態を国民も容認することで、法学者の星野英一が唱えた考え方である。星野のこうした思考は、(財)公益法人協会理事長(2002年当時)であった太田達男との対談(「新しい公益法人制度のイメージ(中)―受託者責任、公益の第三者認定―」『公益法人』2002年10月号、(財)公益法人協会)にわかりやすく示されている。
- 3) 林雄二郎「なぜ今フィランソロピーか？」林雄二郎・今田忠編『フィランソロピーの思想 NPOとボランティア』日本経済評論社、1999年、p.4.
- 4) 高島博『地域づくりの文化創造力 日本型フィランソロピーの活用』JDC出版、1999年、p.196.
- 5) 4)のp.200では、市民公益活動を支援するためのボランティア活動をフィランソロピーとする一方、企業者による公共的インフラ整備もフィランソロピーとしている。
- 6) 利用した辞書は、1981年初版第3刷の『国語大辞典』(小学館)、1985年初版の『現代実用外来語辞典』(ぎょうせい)、1987年第5版の『外国からきた新語辞典』(集英社)、1988年第2版第1刷の『日本語になった外国語辞典』(集英社)である。
- 7) 拙稿「日本―フィランソロピー研究における現状分析と歴史研究の課題」『大原社会問題研究所雑誌』638号、2011年2月、法政大学大原社会問題研究所。
- 8) 7)では、フィランソロピー研究が1996年～2000年頃をピークに急減したことを明らかにした。
- 9) 今瀬政司『地域主権時代の新しい公共 希望を拓くNPOと自治・協働改革』学芸出版社、2011年、p.18、pp.82-87.
- 10) 9)のp.55でも、利益追求の企業活動を副次的に補完するものとして企業がCSRを捉える傾向があることが指摘されている。
- 11) <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2010/095/kekka.pdf>、2012年1月4日閲覧。この調査における「社会貢献行動支出額」は、各種寄付(金銭寄付、現物寄付、施設開放、従業員派遣等の各項目を金額換算したものの合計)、自主プログラム(各社が独自に、またはNPO等の協働等により実施した社会貢献プログラム)に関する支出、災害被災地支援関連支出の合計である。
- 12) 厚生労働省の「平成19年就労条件総合調査結果の概況」(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/07/3a.html>、2012年1月9日閲覧)によれば、企業全体でボランティア休暇を認めていたのは2.6%に過ぎず、1,000人以上の大企業でも17.7%であった。さらに「日本の人事部」(<http://jinjibu.jp/keyword/detl/410/>、2012年1月4日閲覧)を見ると、2007年に連合総合生活開発研究所が首都圏と関西圏の民間企業に勤める20歳代～50歳代を対象に調査した結果、ボランティア休暇を導入している企業に勤めている者のうち実際にその制度を利用したのは38.8%で、成

- 果主義が強い会社であるほど、社員が利用を控えている傾向があった。
- 13) 「1% (ワンパーセント) クラブのご紹介」 (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/profile/1p-club/outline.html>, 2012年1月9日閲覧) および「活動状況【2004年12月～2008年11月】」 (<http://www.keidanren.or.jp/japanese/profile/1p-club/activity.html>, 2012年1月9日閲覧) を参照。ただし経団連が発行している『経済Trend』の2010年4月号に掲載された佐藤正敏「20周年を迎えた1% (ワンパーセント) クラブ」では阪神淡路大震災の際に1%クラブの関係者がNPO関係者とのネットワークを強化し、NPO法成立を後押ししたことが触れられている。
- 14) 2008年度の財団の状況については(財)助成財団センター「日本の助成財団の現状」 (<http://www.jfc.or.jp/bunseki/research2009.pdf>, 2012年1月2日閲覧) を参照。
- 15) 『平成19年版 国民生活白書』資料編5. NPO ([http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h19/01\\_honpen/html/07sh\\_dat0501.html](http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h19/01_honpen/html/07sh_dat0501.html), 2012年1月5日閲覧) によれば、特定非営利活動法人の財政規模で3,000万円以上だったのは12.3%であった。
- 16) 山本正「アメリカのフィランソロピーと日本の戦後」山本正編『戦後日米関係とフィランソロピー 民間財団が果たした役割 1945～1975年』ミネルヴァ書房, 2008年, p. 13.
- 17) 山岡義典「斎藤善右衛門と斎藤報恩会」川添登・山岡義典編『日本の企業家と社会文化事業』東洋経済新報社, 1987年, p. 67.
- 18) 三浦典子『企業の社会貢献とコミュニティ』ミネルヴァ書房, 2004年, pp. 128-131.
- 19) 小崎亜依子「社会貢献活動における効果検証の重要性」(2008年4月8日付, <http://www.jri.co.jp/page.jsp?id=6837>, 2012年1月3日閲覧) によれば、社会貢献活動の検証結果を時期の活動に反映させるとする企業は、全体の40.2%に過ぎず、半数以上の企業が検証を行っていないかった。
- 20) L. M. サラモン著, 江上哲監訳, 大野哲明・森康博・上田健作・吉村純一訳『NPOと公共サービス—政府と民間のパートナーシップ』ミネルヴァ書房, 2007年, pp. 52-56.
- 21) 山内直人は1997年にサラモンがナタン・カミングス財団から出版した*Holding the center: America's nonprofit sector at a crossroads*の翻訳を1999年に岩波書店から『NPO最前線—岐路に立つアメリカ市民社会』を出し、90年代米国におけるフィランソロピーやボランティア活動が直面している問題を紹介した。
- 22) 前掲「新しい公益法人制度のイメージ(中)—受託者責任、公益の第三者認定—」『公益法人』, 2002年10月号, p. 27における星野英一の発言。ただし最近の米国では貧困層を中心にその中間の領域が崩壊しつつある問題が出てきている。
- 23) 詳細に関しては山岸俊男『信頼の構造—こころと社会の進化ゲーム』東京大学出版会, 1998年を参照。
- 24) 橋本俊詔・浦川邦夫『日本の貧困研究』東京大学出版会, 2006年, pp. 124-127.
- 25) 田中弥生『市民社会政策論 3.11後の政府・NPO・ボランティアを考えるために』, 明石書店, 2011年の第4章「市民参加と日本の社会的企業論—NPOの潮流にみる誤謬②」では、実はソーシャル・ビジネスでは事業収入は財務的持続性においてマイナスに働き、収益事業と寄付と会費を組み合わせの方が持続性が担保されやすいとしている。
- 26) 嘉陽正倫「民生委員の現代的課題: 地域福祉の担い手としての役割」(山口大学大学院東アジア研究科博士論文, 2011年3月) pp. 106-112では、行政主導によるNPO・民生委員の連携の事例や県とNPOとの協働事業による住民参加型プログラムの実践例が挙げられている。
- 27) 平成22年度「社会意識に関する世論調査」 (<http://www8.cao.go.jp/survey/h22/h22-shakai/index.html>, 2012年1月1日閲覧) および平成12年度「社会意識に関する世論調査」 (<http://www8.cao.go.jp/survey/h12/h12-ishiki/index.html>, 2012年1月1日閲覧)。
- 28) 平成18年度「社会生活基本調査」 (<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2006/pdf/gaiyou.pdf>, 2012年1月1日閲覧)。
- 29) 前掲『市民社会政策論 3.11後の政府・NPO・ボランティアを考えるために』p. 35.
- 30) <http://www8.cao.go.jp/survey/h17/h17-npo/index.html>, 2007年7月27日閲覧。
- 31) 平成19(2007)年度「社会意識に関する世論

- 調査」は<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-shakai/index.html>を参照(2012年1月4日閲覧)。
- 32) 秋田感恩講に関する詳細は、秋田市史編さん委員会・現代部会(大杉由香)編『近現代感恩講史料』秋田市、2005年を参照。付言すると、1887年にも共有権を主張する者たちは秋田感恩講に対し共有権に基づき帳簿点検の権利を要求する裁判を起こしたが(翌年原告敗訴)、こうした一連の騒動も影響して、講は従来不文法で運営していたのをやめ、1892年に「感恩講慣例」といった成文法を作成している。
- 33) 拙稿「戦間期東京市における貧困・生存をめぐる関係—貧困者の実態と社会事業のあり方をめぐって—」(『歴史学研究』886号、2011年11月、歴史学研究会)では、1920年当時の東京市における主な社会事業団体116の詳細を明らかにしたが、そのうち救世軍関係の施設は本部を除き12あり、東京市において救世軍がそれなりの存在感を持っていたことが窺われる。
- 34) 秋田感恩講は1898年に財団法人となり、それに次ぐ規模の大館田郷感恩講もその翌年財団法人となった。
- 35) 前掲『戦後日米関係とフィランソロピー 民間財団が果たした役割 1945～1975年』の第9章に所収。
- 36) 33)と同じ。1920年頃、既に東京市では公的機関や財閥等の援助に頼らない個人経営ないし会員経営の施設は全体(116件)のうち11件程度に過ぎなかった。
- 37) 土肥寿員「大正期の助成財団と産業団体(1)」『公益法人』2001年8月号、(財)公益法人協会、p. 19。
- 38) 福永郁雄「森村市左衛門と森村豊明会」前掲『日本の企業家と社会文化事業』、p. 28。
- 39) 生瀬克己『日本の障害者の歴史 近世篇』明石書店、1999年の「儒学者の障害者像」によれば、江戸時代初期の儒学者の方が弱者に対する目に寛容さがあったとされる。他方、生瀬によれば、江戸中期から後期を代表する儒学者であった海保青陵は『稽古談』(巻ノ三)で「日の長きを患ふるは、己がしわざなきと思ふゆへなり、しわざなふて生ておるは、喰つぶしなり、国に喰つぶし多きは、国の貧になるはずのことなり」とまで述べていた。
- 40) 山岡義典「原田二郎と原田積善会」前掲『日本の企業家と社会文化事業』pp. 49-50。
- 41) 33)と同じ。1920年頃、東京市における主な社会事業関連施設116のうち、何らかの形で宗教が関係していると思われる組織は25あった。
- 42) 詳細は藤井忠俊『国防婦人会—日の丸とカッポウ着—』岩波新書、1985年を参照。
- 43) ここで戦時下における厚生事業を取り上げないのは軍部による健民健兵政策のために遂行されたファシズム下での社会行政の意味合いが強くなり、民間非営利の公益活動の意味合いが希薄であるためである。
- 44) エンリケ・ゴメス・カリージョ著、児嶋桂子訳『誇り高く優雅な国、日本 垣間見た明治日本の精神』人文書院、2001年、p. 179で、日露戦後に東京を訪れたカリージョは、病院が少なく(当時日本全体の病院は500、そのうち個人経営360、自治体所属100)、かつ盲人や皮膚病患者が多いことに驚きを表しており、当時日本にいた外国人が日本の社会組織の最大の欠陥は救済と連帯の組織がないことだと述べていたと記している。
- 45) 日赤の平時事業に関しては、河合利修「日本赤十字社の平時事業」黒沢文貴・河合利修編『日本赤十字社と人道援助』東京大学出版会、2009年を参照。
- 46) 昭憲皇太后の慈善事業への熱心な取組に関しては、片野真佐子『皇后の近代』講談社選書メチエ、2003年に詳しい。また同書pp. 93-94によれば、日露戦争の頃、名家の令嬢がお伴も付けずに公共交通で連隊本部に包帯消毒に通うといった現象が見られたほどであった。
- 47) 菅沼隆「昭和恐慌期の貧困救済」『歴史評論』719号、2010年3月、pp. 17-18。
- 48) 詳細は33)と同じ。
- 49) 菊池結「渡辺海旭の社会運動と現代」『大正大学大学院研究論集』33号、2009年3月、大正大学([http://www.tais.ac.jp/related/ex\\_org/publishing/pdf\\_periodical/r33/33-y\\_kikuchi.pdf](http://www.tais.ac.jp/related/ex_org/publishing/pdf_periodical/r33/33-y_kikuchi.pdf)、2012年1月1日閲覧)。
- 50) 和田純「アメリカのフィランソロピーは日本に何を残したのか」前掲『戦後日米関係とフィランソロピー 民間財団が果たした役割 1945～1975年』p. 122。
- 51) 土肥寿員「戦後復興と公益法人(1)」『公益法

- 人』2002年5月号, (財)公益法人協会, p. 9.
- 52) 五百旗頭真「民間財団と政府の関わり—日米知的交流はいかに進展したか—」前掲『戦後日米関係とフィランソロピー 民間財団が果たした役割 1945~1975年』p. 51.
- 53) 詳細は50)の論文を参照のこと, p. 110, pp. 115-120.
- 54) 50)と同上, p. 110, pp. 115-120.
- 55) 50)と同上, pp. 137-138, pp. 151-152.
- 56) 山口稔『社会福祉協議会理論の形成と発展』八千代出版, 2000年, p. 39.
- 57) 全国社会福祉協議会結成までの経緯は, 全国社会福祉協議会九十年通史編纂委員会編『慈善から福祉へ 全国社会福祉協議会九十年通史』全国社会福祉協議会, 2003年の「中央社会福祉協議会の設立」pp. 181-212を参照.
- 58) 57)と同上, p. 189.
- 59) 56)と同じ, p. 40.
- 60) 57)と同じ, pp. 182-183.
- 61) 西村勝弘編『「企業の社会貢献」資料集〔1980年版〕』(株)産研, 1980年, pp. 8-9.
- 62) 「公益法人の新制度移行に向けた取組」『公益法人』2009年5月, 公益財団法人公益法人協会, p. 11に掲載された(社)日本フィランソロピー協会理事長高橋陽子の談.
- 63) 経済同友会では既に1960年代前半頃から企業の社会的責任関連の発言を行っていたから, その影響もあるかも知れない. そのことについては古賀純一郎「経済同友会と企業の社会的責任」(<http://www.jlea.jp/ZR09-004.pdf>, 2012年1月16日閲覧)を参照.
- 64) 特例民法法人(かつての公益法人)の視点で見ても, フィランソロピーの先行きは明るいとは言えないのが実情である. 特例民法法人は2010年12月1日現在で22,783法人であったが, これを2001年と比較すると26,183から3,400減少(約13%減), 年間収入額(法人全体)も2001年の20兆1,742億円は, 2010年に15兆5,837億円まで減少し, 減少額は約23%に及んだ. 詳細は内閣府「平成23年度 特例民法法人に関する年次報告の概要」および「平成21年度 特例民法法人に関する年次報告」を参照([https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/common/index.do?contentsKind=110&gyouseiNo=00&contentsNo=00502&syousaiUp=0&procNo=contentsdisp&renNo=8&contentsType=03&houjinSerNo=undefined&oshiraseNo=undefined&serNo=&bunNo=0&meiNo=0&seiriNo=undefined&edaNo=undefined&iinkaiNo=undefined&topFlg=1&flgBack=true&act=backButton](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/common/index.do?contentsKind=110&gyouseiNo=00&contentsNo=00502&syousaiUp=0&procNo=contentsdisp&renNo=8&contentsType=03&houjinSerNo=undefined&oshiraseNo=undefined&serNo=&bunNo=0&meiNo=0&seiriNo=undefined&edaNo=undefined&iinkaiNo=undefined&topFlg=1&flgBack=true&act=backButton), 2012年1月3日閲覧).
- 65) 林雄二郎「日本のフィランソロピー」林雄二郎・加藤秀俊編『フィランソロピーの橋—こころ豊かな社会を築くために』TBSブリタニカ, 2000年, pp. 95-96.

[大東文化大学環境創造学部准教授]